

ごあいさつ

みなさまに育てられた池袋市民法律事務所という樹は

4つの幹に成長分化します！

池袋市民法律事務所は、1992年4月、豊島区西池袋の路地裏のアパートのような事務所で産声を上げました。創立メンバーは弁護士になって4年目に入ったばかりの釜井と森野と事務員2名という体制でした。事務所開設時の志として、みなさまへのごあいさつ状には次のように記しました。

新しい事務所が、市民が気軽に相談に来ることができる『市民に親しまれる事務所』となり、かつ市民の依頼に迅速・的確に対処できる『市民に信頼される事務所』となるようにとの願いをこめて、事務所の名前は、“池袋市民法律事務所”と決めました。

その後、1995年に大橋毅弁護士、1998年に伊藤方一弁護士、2000年に武田香織弁護士（いずれも東京弁護士会所属）が加わり、開設時の志を果たすべく、各自、多重債務事件、消費者事件、少年・刑事事件、外国人・難民事件、過労死労災事件、廃棄物処理をめぐる公害環境事件など多方面の事件に取り組むと同時に、弁護士会の委員会活動にも積極的に関与してきました。

また、2002年、池袋に東京弁護士会の最初の都市型公設事務所である東京パブリック法律事務所が設立されることになったとき、同事務所の主要な目的の一つである「市民の法的駆け込み寺」となること、は私たちの志とまさに一致していたので、開設と開設後の運営を支援するため、伊藤弁護士を常勤弁護士として派遣し（伊藤弁護士は2006年6月に当事務所に復帰しました）、さらに、2007年4月、同事務所の3代目の所長として釜井弁護士を派遣しました。残された4名の弁護士は、所長業務に奮闘する釜井弁護士を外から精神的に支え、かつ、池袋市民法律事務所を守りました（釜井弁護士は本年4月に当事務所に復帰しました。）。

池袋市民法律事務所において、それぞれの弁護士は成長しました。それぞれの活動分野を広げるだけでなく、「得意」分野の業務内容をより深めていきました。その結果、残念ながら、池袋市民法律事務所という器が各弁護士の要求に十分に答えられない状態となっていることに気づきました。

そこで、私たちは、池袋市民法律事務所という大きな樹から4つの幹に分かれて活動していくことを決意しました。4つの幹は、「くすのき法律事務所」（伊藤弁護士）（三重県四日市市）、「大橋毅法律事務所」（大橋弁護士）（池袋）、東京パーソナル法律事務所（森野弁護士）（池袋）、（新）「池袋市民法律事務所」（釜井弁護士・武田弁護士）（池袋）です。

私たちは、それぞれ、市民に親しまれ、市民に信頼される弁護士となるべく、これまで以上に力を尽くしていく所存です。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお祈いします。

2009年5月吉日



(新) 池袋市民法律事務所開設のごあいさつ

新緑が爽やかな季節となりました。皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、このたび、私たちは、新たに事務所を開設いたしましたのでお知らせします。

事務所の名前は「池袋市民法律事務所」を引き継ぎました。「市民のみなさまの様々な相談に応じたい。」という思いは変わらないからです。

釜井英法は、1988年に弁護士登録し、宇都宮健児法律事務所（現東京市民法律事務所）での勤務を経て、1992年に弁護士森野嘉郎と共に（従来の）池袋市民法律事務所を設立し、2007年からは弁護士法人東京パブリック法律事務所において所長として活動しました。この間、市民の目線に立ち続け、市民の方々への法的支援に尽力してきたつもりです。

武田香織は、2000年に弁護士登録し、池袋市民法律事務所に入所しました。釜井・森野のほか、既に所属していた大橋毅弁護士・伊藤方一弁護士から指導を受け、同様に市民のみなさまのお役に立てるよう精進してきたつもりです。

私たちは、今後もよりいっそう研さんを積み、市民のみなさまが困ったときに、支えとなり、信頼される弁護士事務所でありたいと改めて決意しています。

扱う事件は、市民のみなさまが困っていること、すなわち、一般の民事・家事・刑事・少年事件のほか、下記のとおり多岐にわたります。また、私たちが共に高い問題意識を持っている消費者被害・多重債務被害については、特に力を入れて取り組む所存です。

事案に対して最も適切な対応を提供するために、森野・大橋・伊藤の各弁護士をはじめとする外部の弁護士や、他の土業・専門家との連携も深めていきます。

事務所の所在地は従来と同じですが、弁護士・事務局員ともども、力を合わせてパワーアップした事務所を作りたいと奮闘を始めています。

今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

【釜井よりごあいさつ】

2007年4月から2009年3月までの東京パブリック法律事務所の所長の仕事は、弁護士として、人間として、本当によい経験となりました。また、市民の法的アクセスの拡充のために様々な分野で精力的・献身的に活動する個人・団体の方々との間のネットワークに加わらせてもらうこともできました。

今後は、この経験やネットワークを生かし、新たに発足した（新）池袋市民法律事務所において、消費者問題、多重債務問題、廃棄物問題、生活保護・貧困問題などの諸課題・諸案件にこれまで以上に力を注いでいきたいと思っております。今後ともよろしくご指導下さいますようお願い申し上げます。

〒171-0014 東京都豊島区池袋2-55-13 合田ビル2階
池袋市民法律事務所

TEL : 03-5951-6077、FAX : 03-5951-6944

ホームページ : www.ikeshimilaw.com

(住所、電話、ファクシミリに変更はありません)

弁護士 釜井英法

弁護士 武田香織

■ 取り扱い業務・・・市民の皆様の様々な相談に応じます ■

- 一般民事（契約更新や賃料不払いなどの借地・借家事件、交通事故などの損害賠償、金銭貸借、解雇などの労働事件、労災事件その他）
- 家事（離婚、遺産分割などの相続事件その他）
- 廃棄物等環境問題事件
- 悪質商法による消費者被害
- 自己破産、個人再生、任意整理などの多重債務、会社破産・整理
- 外国人の在留資格・民事・家事事件など
- 生活保護申請援助
- 刑事・少年事件